

令和 5年度

事務事業評価表 ( 令和 4年度 の実績評価)

記入年月日  
令和 5 年 4 月 17 日

事務事業名		成年後見制度に係る審判の請求事務				事業区分		担当	
						新規/継続	継続	事務事業No.	010703000490
						単独/補助	単独	所属課	040101 社会福祉課
政策体系		政策体系上の位置付け						課長名	
総合計画の施策名		0107 社会保障制度の健全運営						グループ	障がい者支援G
政策名		01 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり						担当者名	
施策名		07 社会保障制度の健全運営							
手段名		03 ③セーフティネット制度の充実							
		財務会計上の位置付け				事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計		
	01	03	01	03	01	00	障害者福祉事業		
法令根拠	民法、障害者総合支援法						単年度繰返し (平成19年度~)		
							期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入		

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
①事務事業の概要 (事務事業の全体像)	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
判断能力が不十分なため後見の開始の審判が必要であり、かつ、2親等内の親族がない者、親族があっても音信不通で親族による審判請求が期待できない者又は虐待等の理由により親族による申立てが期待できない者に対し、市が審判請求を行う。その審判請求により後見等開始の審判を受けた成年被後見人等に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等に係る報酬を援助する。 令和2年度に成年後見制度利支援事業実施規則の一部改正を高齡福祉課で実施し、第8基の高齡福祉・介護保険計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。	【担当者が行う業務の手順】 市長が家庭裁判所に申立て(諸費用1万円前後)→裁判所調査官による事実調査→精神鑑定(鑑定費用5~15万円)→審判(後見人の選任)→審判の告知と通知→法定後見開始(東京法務局に登記)

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	03年度 (実績)	04年度 (実績)	05年度 (計画)	06年度 (目標)	07年度 (目標)
令和3年度審判請求件数 0件 令和4年度審判請求件数 0件	審判請求件数	件	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	03年度 (実績)	04年度 (実績)	05年度 (計画)	06年度 (目標)	07年度 (目標)
判断能力の不十分な知的及び精神障がいのある人	知的障がいのある人	人	432.00	435.00	440.00	445.00	445.00
	精神障がいのある人	人	276.00	270.00	270.00	270.00	270.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	03年度 (実績)	04年度 (実績)	05年度 (計画)	06年度 (目標)	07年度 (目標)
後見開始の審判請求が行われる。	審判請求を受けた人の数	人	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		03年度 (実績)	04年度 (実績)	05年度 (計画)	06年度 (目標)	07年度 (目標)	期間限定 総投入量
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	
		使用料・手数料	千円	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	
		一般財源	千円	0	0	1	
		事業費計(A)	千円	0	0	1	
	正規職員従事人数	人	1.00人	1.00人	1.00人		

事業費の内訳	04年度事業費 実績 (千円)			05年度事業費 予算 (千円)		
				19 扶助費	1	
		合計	0			合計

(4) 当該年度の実施内容	05年度の事業内容	06年度の事業内容	07年度の事業内容
※年度ごとに事業内容を記入する	後見の開始の審判が必要であり、かつ、2親等内の親族がない者、音信不通で親族による審判請求が期待できない者又は虐待等の理由により親族による申立てが期待できない者に対し、市が審判請求を行う。	後見の開始の審判が必要であり、かつ、2親等内の親族がない者、音信不通で親族による審判請求が期待できない者又は虐待等の理由により親族による申立てが期待できない者に対し、市が審判請求を行う。	後見の開始の審判が必要であり、かつ、2親等内の親族がない者、音信不通で親族による審判請求が期待できない者又は虐待等の理由により親族による申立てが期待できない者に対し、市が審判請求を行う。

事務事業名	成年後見制度に係る審判の請求事務	事務事業No.	10703000490	所属課	社会福祉課
(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
障害者自立支援法に基づき、平成19年度より補助事業として位置づけられたことにより事業を開始した。平成25年度より障害者総合支援法に名称が変わり継続して実施している。					
(6) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
なし					

【See】 2. 評価の部 \*原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 第2次総合計画の政策である「障がい者福祉の充実」に結びついている。判断能力の不十分な障がい者の権利擁護に結びつく。
有効性	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 障害者総合支援法に基づいた事業であるので、妥当である。
効率性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続き事務はなかった。
公平性	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 障害者総合支援法に基づいており、廃止・休止はできない。
公平性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか？(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名
	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 他に類似事業はない。
公平性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 障害者総合支援法、桜川市成年後見制度に係る審判の請求手続に関する規則に定められているので、事業費の削減余地はない。これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続事務は無かったが、今後その利用が予想され、人件費は増える想定される。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 障害者総合支援法に基づく事業であり、公平・公正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性 (次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇨	これまでに成年後見制度に係る審判の請求手続き事務はなかった。制度についての周知は対象者の家族等にパンフレット、福祉のしおりなどを用いておこなっている。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持		(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th rowspan="2">向上維持低下</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		成果	向上維持低下	コスト			削減	維持	増加					○					×					×
成果	向上維持低下	コスト																								
		削減	維持	増加																						
				○																						
				×																						
				×																						
(6) 事務事業優先度評価結果		成果優先度評価結果 ④																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A: 継続(現状維持) C: 終了、廃止、休止 B: 継続(改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>